

令和4年4月28日

事業復活支援金事務事業の契約変更について

中小企業庁では、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じて、事業復活支援金を支給する事業を行っております。

事業復活支援金の支給に関する事務事業については、入札可能性調査を行った上で、令和3年12月21日より、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（事務局）に委託しております。

事務局とは、令和4年3月までの事業実施分として契約金額501億円で委託契約を締結しておりましたが、引き続き事業を実施するため、契約金額を約960億円に変更する契約変更を行いました。

引き続き、事業復活支援金の迅速かつ適切な給付に向け、効率的かつ効果的な事業運営に努めてまいります。